

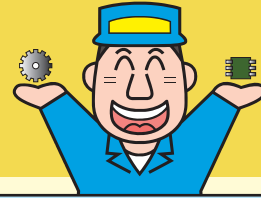
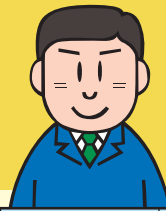
福岡県の最低賃金

**福岡県
最低賃金**

1時間
727円

効力発生日
平成26年
10月5日

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます（但し、適用除外該当者は除きます）。



特定最低賃金	効力発生日	適用除外（「福岡県最低賃金」が適用されます）
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業 1時間 865円	平成26年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 1時間 821円	平成26年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ. 清掃又は片付けの業務 ロ. 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 （イ）組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 （ロ）バリ取り、かえり取り又は鋸ばり取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ. 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く 1時間 844円	平成26年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
百貨店、 総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの 1時間 790円	平成26年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車（新車）小売業 1時間 834円	平成26年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

（注）①最低賃金には次の手当は算入されません。精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所（例：本社、支社、自家用車庫等）及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます

最低賃金特設サイト <http://saiteichingin.info/>



●ご存知ですか？ 業務改善助成金。

最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署へ



必ずチェック
最低賃金！
使用者も、労働者も。



最低賃金制度とはなんでしょう？



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金があります。



最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？



労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？



最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



業務改善助成金はどういった場合にもらえるのですか。



支給の要件は、①事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げる計画を作成し実施すること、②業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修等)に係る計画を作成し実施することになっております。また、支給額は、業務改善に要した経費の2分の1(労働者数30人以下は4分の3)となっております(上限100万円、下限5万円)。詳しくは、福岡労働局賃金課(092-411-4578)まで。

最低賃金以上の額が支払われていますか？お確かめください。